

# 名古屋市の境界確認申請の事務手続きが 令和6年4月から変わります

## 主な変更点

1. 立会確認報告書(代理人作成)、確認通知書(市作成)を廃止します
  - 1)隣接地等との立会後に提出の「立会確認報告書」、「確認通知書」を廃止し、本市との協議完了後、隣接地等との立会い前に提出の「土地境界確認協議図」、「土地境界確認書」を新設します。
  - 2)座標明示地区は、境界確定後に、確定測量図、画地 SIM を電子メールで提出をお願いします。
2. 土地境界確認申請書 (代理人作成)
  - 1)印鑑登録証明書(不要)
    - ・添付の必要はありません。法人も同じです。
  - 2)委任状(実印の押印不要)
    - ・直筆の署名があれば押印は不要です。
    - ・記名の場合は押印(認印でも可)が必要です。
  - 3)隣接地所有者等一覧表(不要)
    - ・隣接地や対側地の登記簿や一覧表(旧2号様式)は不要です。
    - ・申請後に必要と判断した場合は、後日、登記簿の提出を求める場合があります。
  - 4)申請地前面の道路敷地等の登記簿が必要となります
    - ・申請地と同様に、申請日前3か月以内、写しの場合は原本証明が必要です。
    - ・法務局登記情報システムの情報を利用することも可能です。
  - 5)14条地図整備や地籍調査によって、登記所(法務局)に地積測量図を備え付けた筆は申請できません。
  - 6)座標明示地区において、過去の申請で境界確認している路線は、現地実測を省略することができます。この場合、現況実測図の依頼に先立ち申請者に状況を連絡し、本市が「土地境界確認について」(第12号様式)にて座標値を通知して完了となります。
  - 7)申請者が多数の場合や相続人が多数の場合においては、登記事項要約書、相続関係図等の添付をお願いします。
3. 土地境界確認協議図 (代理人作成)
  - 1)「土地境界確認協議図」は図面(正本副本1部ずつ)のみの提出になります。
    - ・使用した基準点と名古屋市協議点のみで協議となります。
  - 2)隣接地の立会は本市との協議完了後におこなってください。立会結果の書面等は、提出不要です。申請場所によっては、先行して(協議図提出前)隣接地等の関係者との立会いをお願いします場合があります。

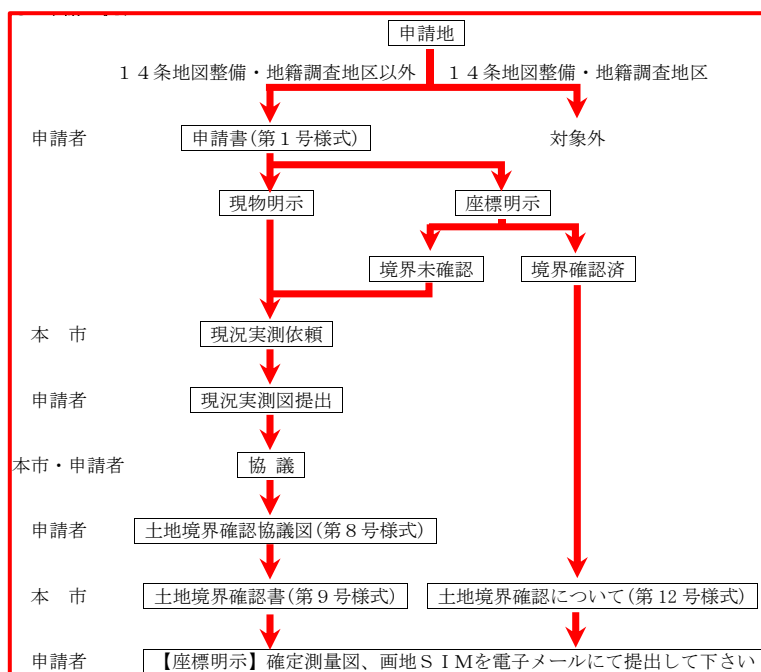
#### 4. 土地境界確認書（市作成）

- 1)「土地境界確認協議図」を確認後、「土地境界確認書」を交付し完了となります。なお、市長印の押印はしません。
- 2)打抜機による割印は、今まで通り行います。

#### 5. 経過措置

- 1)3月31日までに提出された申請書、立会確認報告書は、4月1日以降は新要綱の申請書、土地境界確認協議図で提出されたものとみなし、新要綱の手続きに基づき業務を行います。（4月1日以降は旧要綱の確認通知書は交付を行いません。）
- 2)4月末日までは、旧要綱の申請書・立会確認報告書でも提出できますが、新要綱の申請書、土地境界確認協議図で提出されたものとみなし新要綱での手続きを行います。

#### 6. 申請の流れ



#### 7. その他

- 1)4月より「道路利活用課」が「測量調査課」に名称変更となり、「係」がなくなります。（予定）
- 2)事務所の場所、電話番号、メールアドレス、担当区の変更はありません。
- 3)「公園等境界確認要綱」も、4月から同様に変更されます。
- 4)新要綱の電子データ(様式含む)は、3月下旬より、市のHPで公開されます。

#### 問い合わせ先

東部方面分室 電話 052-782-2411

a7822411@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

西部方面分室 電話 052-419-5081

a3632036@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp